

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	なし	なし				なし					ある	15回 受診券15回分をすべて使用した多胎妊婦一人につき5回まで(上限1回8,000円)の追加助成あり	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による。初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	なし	
会津若松市	ある	福島県不妊治療支援事業の決定を受けた方が対象(不妊症検査は除く)	福島県不妊治療支援事業に準ずる保険適用外の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)(不妊症検査は除く)	福島県不妊治療支援事業助成金(不妊症検査を除く)の決定を受けた方へ助成成金を減じた額に対し、同額を上限に助成する。	福島県不妊治療支援事業に準ずる(不妊症検査を除く)	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	①自動ABR 8,500円(1回の上限) ②OAE 3,000円(1回の上限) ③初回、確認検査、再確認検査で、1人につき最大3回まで助成を行う	なし	
郡山市	なし	なし				なし					ある	15回多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内を助成する。	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 【検査方法】 自動ABRは8,500円まで、OAEは3,000円まで	ある	国民健康保険加入の妊婦8か月以上の妊婦が、妊婦高血圧症候群・妊婦時出血・胎児及び付属物の異常又は異常分娩(帝王切開を含む)の治療を受けたとき、医療機関に支払った一部負担金が申請により払い戻される。
いわき市	なし	なし				なし					ある	15回(多胎妊婦は20回)	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による。初回検査・確認検査・再確認検査の費用を助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
白河市	ある	福島県不妊治療支援事業に準ずる	保険診療の適用とならなし不妊治療や不妊症検査	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定。 また、治療のための通院に対して、1回あたり2,000円を支給する。	福島県不妊治療支援事業に準ずる。 通院に対する費用の回数上限なし。	なし					ある	15回(多胎妊婦は20回)	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 8,500円 OAE 3,000円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ある	本市に住所(住民票)を有する妊産婦に、妊娠4ヵ月となる日の属する月の初日から出産月の翌月末までの医療費の一部(保険診療分一部負担金分)を助成している。
須賀川市	ある	なし	生殖補助医療のうち保険適用外の治療費及び不妊症検査	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定	福島県不妊治療支援事業に準ずる	なし					ある	15回(多胎妊婦で15回を超えた場合は上限5回まで助成する)	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査について検査費用の一部を助成(自動ABR8,500円、OAE3,000円)	なし	
喜多方市	ある	福島県不妊治療助成事業に準じる	保険診療の適用とならなし不妊治療や不妊症検査	福島県不妊治療支援事業の助成金の1/2を助成する。ただし、対象となる不妊治療等に要した費用から県助成金を控除した額を上限とする。	福島県不妊治療支援事業に準ずる	なし					ある	15回 多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内(1回上限5,780円)を助成する。	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	一人につき最大3回までの助成を行う。 【助成額】初回検査①自動ABR8,500円②OAE3,000円 確認検査、再確認検査①自動ABR8,500円②OAE3,000円	ある	国民健康保険被保険者のみ対象で、妊娠16週目から出生月の末日までの医療費について助成している。
相馬市	ある	なし	保険診療の対象とならなし ◇一般不妊治療 (人工授精) ◇特定不妊治療 (体外受精・顕微授精)	◇一般不妊治療・1年度以内の治療に要した助成対象経費の合計額とし、100,000円を限度として助成 ◇特定不妊治療・県の助成額を控除し、100,000円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	なし	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費から高額療養費及び保険者からの付加給付、県の助成額を控除した額とし、100,000円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	15回 多胎妊婦のみ5回分追加	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、確認検査は入院中、再確認検査は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)は限度額8,500円/回、耳音響放射検査(OAE)は限度額3,000円/回	ある	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援
二本松市	なし	なし				なし					ある		なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査費用を3回まで助成	ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の属する月までの期間 保険診療費の自己負担分を助成
田村市	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査費用を3回まで助成	ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の属する月までの期間 保険診療費の自己負担分を助成

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
南相馬市	ある	なし	・医師の診断に基づいて行われた不妊症の治療 ・医療保険各法が適用される不妊症の検査・治療 ①不妊症検査及び一般不妊治療(治療開始前に行った不妊原因を調べるための検査を含む) ②生殖補助医療(体外受精・顕微授精) ③先進医療 ④男性不妊治療 ⑤保険適用外の特定不妊治療	①不妊症の検査及び一般不妊治療:上乗100,000円/年(2年間まで) ②生殖補助医療:上乗200,000円/年(2年間まで) ③先進医療:上乗200,000円/年(2年間まで) ④男性不妊治療:上乗100,000円/年(2年間まで) ⑤保険適用対象外の特定不妊治療:1回目上乗300,000円、2～6回目上乗150,000円	左記のとおり①②③④⑤1年分を2回、⑤は6回、ただしいずれも妊婦が確認できた場合は、次の回数に対して助成はリセットされる。	ある	無	・医師の診断に基づいて行われた不育症の検査・治療	上乗150,000円/年	継続した1回の妊婦期間の治療に対して助成	ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査(1回)及び初回検査において再検査と判定された場合に再度行う確認検査(2回まで) 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ある	妊娠中に一般健康診査受診し医師の判断により、精密検査が必要と認められた場合、その精密検査の自己負担に対して1回助成
伊達市	ある	なし	保険適用後 一般不妊治療:タイミング法、人工授精(不妊検査、薬物療法含む) 特定不妊治療:体外受精、顕微授精、男性不妊治療(不妊検査、薬物療法含む)	一般:36月間で1組の夫婦に対し60,000円 特定:ABDE上乗150,000円、CF30,000円、男性不妊150,000円	一般:上乗額内 特定:治療開始日の妻の年齢が40歳未満であれば6回、40歳以上43歳未満は3回	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	1人最大3回 自動ABR8,500円 OAE3,000円	なし	
本宮市	ある	福島県特定不妊治療費助成を受けた方が対象のため、県に準じる。	・特定不妊治療 ・男性不妊治療	治療費を超えなし範囲で福島県特定不妊治療費の助成上限額と同額。治療方法により助成金額は異なる。	初回申請時の治療開始日時点において、40歳未満:43歳になるまで通算6回 40～43歳未満:43歳になるまで通算3回	ある	なし	・不育症検査費: 福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた検査 ・不育症治療費: 福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた治療(ハリンを主とした不育症治療) ・検査費:1妊婦期間検査費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で50,000円を上乗 ・治療費:1妊婦期間治療費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で150,000円を上乗			ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	・初回検査、確認検査、再確認検査、 ・助成額:自動ABR8,500円、 OAE3,000円	なし	
桑折町	ある	なし	特定不妊治療	上乗100,000円	6回	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 8,500円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	なし	
国見町	ある	なし	保険適用外の体外受精、顕微授精、不妊症検査	100,000円	40歳未満:6回 40歳以上43歳未満:3回 ※保険で定める回数上限または妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療は3回まで	なし					ある	16回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
川俣町	ある	有	保険適用外の体外受精・顕微授精又は不妊症検査の費用	上乗200,000円	1回	ある		県同様	①検査50,000円 ②治療150,000円	1回	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う	ある	初回産科受診料助成上乗10,000円
大玉村	ある	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用助成	なし	
鏡石町	ある	なし	一般不妊治療:タイミング法、人工授精及び不妊治療の一環として医師が必要と認めた治療 特定不妊治療:体外受精、顕微授精及びそれに付随して行われる男性不妊治療	一般不妊治療:年度につき10万円上乗 特定不妊治療:1回につき10万円上乗	40歳未満:6回 40歳以上43歳未満:3回	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	なし	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
天栄村	なし	なし				ある	無	ヘパリンを主とした不育症治療	福島県不育症治療費助成制度による給付額を控除した額(1回の妊婦期間の治療につき100,000円を限度)	県の助成回数の準ずる	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 (1回につき自動ABR 8,500円、OAE 3,000円)	なし	
下郷町	ある	なし	・一般不妊治療(タイミング法、人工授精) ・生殖補助医療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療) ・先進医療 ・県の補助、高額療養費制度を優先し、超えた分について町が補助 ・医療保健適用有無を問わなし	上限200,000円	年齢によって異なる	ある	無	不育の原因となる治療(手術、投薬、ヘパリン注射等)	上限200,000円	1回の妊婦期間	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
檜枝岐村	ある	有 (福島県特定不妊治療助成事業に準ずる)	特例不妊治療	300,000円	年度あたり2回を限度、通算5年まで	なし					ある		・妊婦一般健康調査15回 ・妊婦精密健康診査1回	なし	ある	産後2週間 産後1か月	ある	新生児聴覚検査3回分 ABR 8,500円 3,000円	自動 OAE	なし
只見町	ある	なし	生殖補助医療 保険診療となる治療 保険適用外となる治療 保険診療と併用した先進医療 保険で定めた回数上限又は妻の年齢上限を超えたことによる保険適用外となる治療	上限100,000円	40歳未満6回 40歳以上43歳 未満3回	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR8,500円 OAE3,000円	なし	
南会津町	ある	なし	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間200,000円 (不育症治療とあわせて上限)	一夫婦2年度間 ※本助成事業を受けて出産された方で、再度助成を受ける場合は、助成額と期間がリセットされます	ある	無	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間200,000円 (不妊症治療とあわせて上限)	一夫婦2年度間 ※本助成事業を受けて出産された方で、再度助成を受ける場合は、助成額と期間がリセットされ	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放散射検査(OAE)による検査の自己負担額定額助成 ※初回検査、確認検査、再確認検査	ある	保険適用となる医療費自己負担額全額助成
北塩原村	ある	なし	一般不妊治療及び生殖補助医療 ※保険適用の有無は問わなし。 ※県助成優先	①検査:50,000円 ②治療:300,000円	①1回 ②回数制限なし	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	①検査:60,000円 ②治療:150,000円	1回	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	①自動ABR 8,500円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ある	妊婦届が受理された月の初日から出産月の翌月末までの保険診療費の自己負担額の助成を行う
西会津町	ある	なし	医師の診断に基づいて施される不妊症の治療、医療保険各法が適用される不妊症の検査	保険適用:30,000円 保険適用外:100,000円	なし	ある	無	医師の診断に基づき施される不育症の治療	保険適用:30,000円 保険適用外:100,000円	なし	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回、確認検査(生後1週間以内)、再確認検査(1ヶ月健診時)の3回、ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	国民健康保険被保険者のうち妊産婦(妊娠9ヶ月となった日の属する月から分娩の属する月まで)の医療費について10割給付。
磐梯町	ある	なし	医療保険各法が適用される検査及び医師の診断に基づいて実施される治療の費用のうち自己負担額(文書料・入院室料・資料差額・食事療養費等、直接治療に関係しなし費用は対象外)	200,000円	制限なし	ある	無	医師の診断に基づいて行われる治療費のうち自己負担額(文書料・入院室料・資料差額・食事療養費等、直接治療に関係しなし費用は対象外)	200,000円	制限なし	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 (自動ABR8,500円・OAE3,000円)	ある	国保加入者のみ、妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで医療費の自己負担分を全額助成。
猪苗代町	ある	なし	保険適用外の体外受精・顕微授精又は不妊症検査	福島県不妊治療支援事業の助成上限額と同額	福島県不妊治療支援事業の助成金交付要綱と同様	なし					ある	15回 ※多胎妊娠については、20回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	なし	
会津坂下町	なし	なし				なし					ある	16回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用全額(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	国保加入者について、妊娠12週の属する月から出産日の属する月まで全額
湯川村	ある	県助成事業に準ずる	県助成事業に準ずる	県助成金の2分の1(対象となる不妊治療や不妊症検査に要した費用から県助成金を控除した額を上限とする。)	県助成事業に準ずる	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	・国保加入者のみ妊娠5ヶ月より医療費の自己負担分を公費で負担。 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料から自己負担額1,000円を除いた額を助成。

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
柳津町	なし	なし				なし					ある	無制限 16回目以降は償還払いで対応	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR8,500円 OAE3,000円を助成。	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療に係る保険診療分)
三島町	なし	なし				なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1ヶ月健診時) 一人一回につき AABR: 8,500円 OAE: 3,000円	ある	国保加入者について、妊娠4ヶ月となる日の属する月から出産の日の属する月までの保険適用医療費の自己負担分を助成。
金山町	ある	なし	一般不妊治療及び生殖補助医療	一般不妊治療及び生殖補助医療について、保険給付を受けた場合に支払った自己負担の額を上限として交付	制限なし	ある	無	福島県不育症治療費助成事業の承認を受けた治療	福島県不育症治療費助成事業対象となった費用から、その助成金額を除いた額を上限として交付	制限なし	ある	15回	なし		ある	産後2週間(1ヶ月児健診と同じ)	ある	実施動員・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ある	なし	不妊治療に関わるもの	2,000円～50,000円	2～5	なし					ある	14回	ある	3回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査料の無料化	なし	
会津美里町	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	なし	
西郷村	ある	なし	一般不妊・特定不妊	一般(上限150,000円になるまで) 特定(150,000円)	一般(制限なし) 40歳未満6回 40～43歳未満3回 (子の出産で回数リセットあり)	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠5ヶ月となった日の属する月から、出生の日が属する翌月までの妊娠届に係る保険適用分の医療費と入院時の食事代を助成。
泉崎村	ある	なし	県助成事業に準ずる	県助成事業と同額	県助成事業に準ずる	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	なし	
中島村	ある	なし	県助成事業に準ずる	上限100,000～300,000円 治療内容により異なる	県助成事業に準ずる	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	一部助成 ABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
矢吹町	なし	なし				ある	福島県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた方が対象	不育症と診断された方が妊娠した場合において、へばりんを主とした不育治療に係る費用	治療に要した費用に対して福島県不育症治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の妊娠期間の治療につき上限100,000円	県の助成回数に準ずる	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	なし	
棚倉町	ある	なし	生殖補助医療のうち医療保険適用外の治療費及び不妊症検査	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定	福島県不妊治療支援事業に準ずる	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	(対象検査・回数) 初回・確認・再検査の3回(助成上限額) 1人1回につき 1) AABR: 8,500円 2) OAE: 3,000円	ある	(対象者) 妊娠4か月となる月の初日から出産の翌月の末日までの間の妊産婦(助成範囲) 保険診療の自己負担分と入院時の食事代(標準負担額のみ)
矢祭町	ある	なし	県助成事業に準ずる	福島県不妊治療支援事業助成額を控除した額を助成対象とし、治療内容に応じ助成上限額を限度とする。	県助成事業に準ずる	なし					ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	一人3回まで(初回・確認・再確認) 1回あたり AABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
塙町	ある	有	特定不妊治療	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定(75,000円～150,000円)	福島県不妊治療支援事業に準ずる	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	一人につき3回まで助成(初回・確認・再確認) AABR: 8,500円 OAE: 3,000円	ある	妊娠5か月となる月の初日から出産の翌月末まで、保険診療の自己負担分を助成

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担 の回数	制度の有無	公費負担 の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
鯉川村	ある	なし	特定不妊治療	上限300,000円	妻の年齢40歳未満/6回	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	1人につき3回まで(初回・確認・再確認)助成。自動ABR、OAEの両方該当	ある	妊娠6か月となる月の初日から出産した日の翌日末日までの期間、保険適用の医療費の自己負担分を助成。
石川町	ある	なし	一般不妊治療、生殖補助医療	一般不妊治療:100,000円 生殖補助医療:1回につき100,000円	一般不妊治療は制限なし。生殖補助医療は、40歳未満は5回、40歳以上から43歳未満3回。	ある	無	ヘパリンを主とした治療	1回の妊娠期間につき100,000円	無	ある	15回	なし		ある		ある	初回検査、確認検査、再確認検査それぞれ自動ABR(8,500円)、OAE(3,000円)	ある	妊娠4か月の属する月の初日から出産の日の属する月の翌月末日まで。保険診療後の自己負担額。
玉川村	ある	なし	①一般不妊治療 ②生殖補助医療 ③不妊症検査	上限200,000円	治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるとき通算6回まで 40歳以上43歳未満であるとき通算3回まで	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回(自動ABR):8500円 初回(OAE):3000円 確認(自動ABR):8500円 確認(OAE):3000円 再確認(自動ABR):8500円 再確認(OAE):3000円	なし	
平田村	ある	なし	①医師が必要と認め、不妊治療等に係る医療費として、医療機関に支払った費用。 ※入院室料や室料差額等の入院に関連する費用、食事療養費、文書料、消費税等は対象外。 ②福島県不妊治療支援事業助成金の対象事業については県事業優先。 ③夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供を受ける事業、代理母及び借り腹によるものは助成対象外。	1年度につき250,000円	通算5年間	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査を実施	なし	
浅川町	ある	なし	不妊症の検査及び治療	上限250,000円	指定なし	なし					ある	16回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の全検査助成	なし	
古殿町	ある	なし	不妊症の検査・治療に通院した日数1日につき、助成金を出す。5,000円を助成金とし、通算20万円を上限に助成。	5,000円	40回(上限200,000円)	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査機器が自動ABRの場合:8,500円 OAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記金額を助成。	なし	
三春町	ある	なし	①生殖補助医療(男性不妊手術含む)保険適用診療 ②福島県不妊治療支援事業助成金交付対象治療	上限100,000円	①妻の年齢40歳未満:1子につき6回、43歳以上43歳未満:1子につき3回 ②福島県の助成回数と同じ	ある	無	ヘパリンを主とした治療	上限100,000円	1回の妊娠期間	ある	15回	ある	1回の妊娠につき1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を限度とし、助成額を超えた分は自己負担。助成額に満たない場合は、実際に支払った金額を助成。	なし	
小野町	ある	なし	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療	一般不妊治療は1回の治療につき20,000円を上限。 生殖補助医療は1回の治療につき150,000円を上限	一般不妊治療は上限なし。 生殖補助医療は最初の治療開始初日の妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上43歳未満の場合は3回まで	なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に係る助成	ある	妊娠4ヶ月～出産後翌月までの医療費の自己負担額の助成
広野町	ある	なし	一般不妊治療	対象経費の2分の1(1年度につき100,000円限度)	1年度を1回とし2回まで	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	他助成を差し引いた額の2分の1(1年度につき150,000円限度)	回数制限無し。	ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ARB 8,500円 OAE 3,000円	なし	
楢葉町	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	概ね生後1か月までに実施する。検査料が助成額に満たない場合は、実費用を助成する。初回ABR8,500円、初回OAE3,000円	なし	
富岡町	なし	なし				なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR:8,500円 OAE:3,000円	なし	
川内村	ある	なし	不妊症の検査・治療に通院した日数1日につき、助成金を出す。5,000円を助成金とし、通算20万円を上限に助成。	5,000円	40回(上限200,000円)	なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠4ヶ月～出産後翌月までの医療費の自己負担額の助成(入院時食事療養費の標準負担額は除く)

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担 の回数	制度の有無	公費負担 の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
大熊町	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	県外に避難している方や産褥り出産等により県外で出産された場合は、避難先市町村の助成が優先されるが、それでもなお自己負担が発生した場合は町の女性の範囲内で還付を受けることができる(保険適用外の費用のみ)	なし	
双葉町	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR8,500円 OAE3,000円	なし	
浪江町	なし	なし				なし					ある	15回	ある	1回(町内の指定医療機関のみ)	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査 助成金 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	なし	
葛尾村	なし	なし				なし					ある	15回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・(異常があった場合の)確認検査・再確認検査	なし	
新地町	なし	なし				なし					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査助成額 ABR8,500円、AE3,000円	なし	
飯館村	ある	なし	①不妊症検査 ②保険適用となる生殖補助医療(顕微受精、体外受精) ③保険適用外となる生殖補助医療(顕微受精、体外受精) ④保険診療と併用して実施した先進医療 ⑤保険で定める回数上限又は妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	県助成上限を超えた額合算 500,000円/年間	①県上限回数を超えた場合は2回目(43歳以上は1回目)から対象 ②40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 ③県助成上限回数を超えた場合、40歳未満7回目、40歳以上43歳未満4回目から対象 ④(保険適用)43歳未満1回目から(保険適用外)40歳未満 県上限回数を超えた場合は7回目、40歳以上43歳未満県上限回数を超えた場合は4回目から対象 ⑤県上限回数を超えた場合は4回目から対象	なし					ある	16回	なし		ある	産後2週間 産後1か月	ある	飯館村に住所を有する児に対し、新生児聴覚検査の費用を助成する	なし	
市町村数 合計	41					15					59		22		59		59		24	